

島原市教育委員会

報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表
- 市議会一般質問答弁要旨

平成27年1月9日 定例会

教育委員会 1月定例会 報告事項

[12月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	月	教育委員会12月定例会	有明庁舎1階相談室	9:30	教育委員・教育長・教育次長・各課長 議案審議1件及び報告事項他
4	木	12月定例会市議会 開会	本庁議場	10:00	委員長、教育長、教育次長、学校教育課長
5	金	平成27年度当初予算ヒアリング	旧副市長室	9:00	課長、班長、竹中主査
5	金	職員フォローアップ研修	長崎市	10:00	山口主査
7	日	三会中学校林整備作業	三会中学校	8:00	課長、北浦主事
8	月	12月定例会市議会本会議 一般質問	本庁議場	10:00	委員長、教育長、教育次長、教育総務課長他
9	火	12月定例会市議会本会議 一般質問	本庁議場	10:00	教育長、教育次長、関係課長
9	火	東京学生寮第2回口頭弁論期日	長崎市	15:00	教育次長、課長
10	水	12月定例会市議会本会議 一般質問	本庁議場	10:00	教育長、教育次長、教育総務課長他
11	木	12月定例会市議会本会議 一般質問	本庁議場	10:00	教育長、教育次長、教育総務課長他
15	月	広報編集委員会	本庁3階大会議室	9:00	課長
16	火	12月定例会市議会 教育厚生委員会	本庁4階会議室	10:00	教育長、教育次長、教育総務課長他
17	水	島原市地域防災計画(案)の修正に伴う説明会	別館3F職員休憩室	13:30	課長
17	水	市長訓示	本庁議場	17:50	全職員
18	木	12月定例会市議会 予算審査特別委員会	本庁4階会議室	10:00	教育長、教育次長、班長、竹中主査
22	月	教育委員会12月臨時会	有明庁舎1階相談室	16:30	教育委員・教育長・教育次長・各課長 議案審議2件
24	水	12月定例会市議会 閉会	本庁議場	10:00	委員長、教育長、教育次長、教育総務課長
25	木	市職員辞令交付式	本庁第1応接室	9:00	教育次長
26	金	仕事納め式	本庁議場	17:00	教育長、教育次長、各課長他
		《付記事項》			
6	土	第31回宮崎康治杯九州少年少女レスリング選手権大会	復興アリーナ		教育長
13	土	第15回島原市少年ソフトボール大会	有明の森運動場	8:30	教育次長
14	日	第34回島原市民親睦テニス大会	運動公園庭球場	9:00	教育次長
14	日	NHKジュニアサッカー教室	平成町多目的広場	13:00	教育次長
18	木	陸上自衛隊城壁清掃奉仕出迎え・開 会行事	島原城	7:30	教育長
18	木	教育厚生委員会懇親会	仲よし	18:00	教育長、教育次長、課長、班長

月	日	報 告 事 項	内 容 な ら び に 参 考 事 項
1	月	島原市就学相談会	9:00 島原特別支援学校 平田
1	月	学齢簿に係る市民窓口・電算課との打合せ	10:00 本庁 城臺
4	木	県養護教諭研修会打合せ	15:00 有明庁舎 松尾
4	木	12月議会開会	10:00 本庁 課長
5	金	定例校長会	9:30 杉谷公 教育長 課長 指導主事
5	金	予算ヒアリング	9:00 本庁 課長 城臺
5	金	第1回心身障害者就学指導委員会	14:00 有明庁舎 教育長 平田
5	金	島原市学校保健会養護教諭部会	14:00 杉谷公 松尾
8	月	島原防災塾運営委員会	10:00 島原復興事務所 松尾
8	月	I C T教育地区別研修会	13:30 有明総合文化会館 稲栄
8	月	12月議会一般質問	10:00 本庁 課長
10	水	12月議会一般質問	10:00 本庁 課長
10	水	臨時校長会	16:30 有明公 教育長 課長 本田 八木 稲栄 平田 松尾
11	木	島原市就学相談会	9:00 島原特別支援学校 平田
11	木	就学相談	16:00 市保健センター 平田
12	金	市内特別支援学級クリスマス会	9:45 杉谷公 課長 平田
12	金	定例教頭会	9:30 杉谷公 課長 本田 八木 稲栄 平田 松尾
12	金	就学相談	12:00 杉谷公 平田
12	月	島原市就学相談会	9:00 島原特別支援学校 平田
16	火	教育厚生委員会	10:00 本庁 課長 本田 八木 稲栄 平田 松尾
16	火	就学時健康診断	8:30 有明庁舎 松尾
17	水	就学相談	8:30 三会小・湯江小 平田
17	木	三中学校訪問	15:00 三中 本田 八木
18	木	予算審査特別委員会	10:00 本庁 課長
18	木	学校給食献立作成会	14:00 有明庁舎 本田 城臺
19	金	安全衛生研修会	10:00 長崎 松尾
19	金	県教育庁体育保健課来庁	11:00 有明庁舎
19	金	三市課長会	16:00 有明庁舎 課長
21	日	島原防災塾	8:30 杉谷公 松尾
22	月	臨時教育委員会	16:30 有明庁舎 課長
24	水	12月議会閉会	10:00 本庁 課長
24	水	学齢簿に係る市民窓口課・電算との打合せ	11:00 本庁 平田 城臺
24	水	A L T面接	15:30 有明庁舎 本田 八木
25	木	島原半島3市特別支援教育事業3市教育委員会検討会	9:00 島原特別支援学校 平田
25	木	二中裁判	10:30 長崎 課長 八木
25	木	I C T業者プレゼン	13:00 有明庁舎 稲栄 教育総務課
1	月	少年の日 あいさつ運動	
3	水	5歳児健康診査	12:30 市保健センター 平田
4	木	5歳児健康診査フォロー教室（就学前の準備教室）	13:00 有明保健センター 平田
17	水	市長訓示	17:50 稲栄 平田 松尾 城臺
17	水	地域防災計画説明会	13:30 本庁 課長
18	木	自衛隊出迎え	7:30 島原城 課長
25	木	5歳児健康診査	12:30 市保健センター 平田
26	金	仕事納め式	17:00 本庁 課長 本田

島原市教育委員会 2月定例会報告事項

【平成27年1月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
3	土	平成27年島原市成人式	13:30	島原文化会館	市長 教育委員会全員
5	月	社会教育担当者会	13:30	杉谷公民館	課長 課員
8	木	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長 宮川 尾崎
13	火	市民音楽祭洋楽の部 第4回代表者会	19:30	森岳公民館	宇土
14	水	島原市子ども読書活動推進計画策定委員会	13:30	島原図書館	課長 宮川
19	月	少年センター補導委員会幹事会・懇親会	18:00	平野食堂	課長 宮川 少年センター
22	木	社会教育委員会	14:00	霊丘公民館	課長 宮川 柴田 松本和
23	金	社会教育担当者会	13:30	杉谷公民館	課長 課員
24	土	島原市PTA連合会研修会	13:00	有明文化会館	教育長 次長 課長 宮川
26	月	文化財防火デー(雨天中止)	10:00	護国寺	
27	火	島原図書館協議会	13:30	島原図書館	課長 宮川 菊池
28	水	県公民館連絡協議会理事会	13:00	平戸市	課長
29	木	県公民館大会	13:00	平戸市	永藤(発表)、宮崎(司会)外

※ 各地区にて高齢者学級4回(担当:菊池)・女性学級6回開催(担当:松本)

【付記事項】

4	日	森岳地区 鬼火	8:30	一小	山本
5	月	仕事始め式	9:00	議場	課長以上
6	火	消防出初式	9:20	島原文化会館	課長以上
11	日	霊丘地区 鬼火焚き	8:00	二小	柴田
11	日	白山地区 鬼ノホネ	10:15	第三小学校	市長 永藤
11	日	安中地区 親子ふれあい鬼火	10:30	われん川	大竹
11	日	杉谷地区青少協父親の集い・ふれあいウォーキング	10:50	中尾川河川敷	教育長 宮崎
14	水	市P連役員会	19:30	三会公民館	宮川
22	木	市子連役員会	19:30	森岳公民館	尾崎

教育委員会 1月定例会 報告事項

(スポーツ課)

[12月]

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
4	木	定例校長会	9:30	杉谷公民館	課長・大場
6・7	土・日	第31回宮崎康治杯九州少年少女レスリング選手権大会	13:30	島原復興アリーナ	教育長
13	土	第15回島原市少年ソフトボール大会	8:30	三会ふれあい広場	次長・馬渡
14	日	第31回安中地区青少年駅伝大会	8:30	島原復興アリーナ	課長
14	日	第34回島原市民親睦テニス大会	9:00	市総合運動公園庭球場	次長
14	日	NHKジュニアサッカー教室	13:00	市営平成町多目的広場	次長・課長・谷川・森川
16	火	教育厚生委員会	10:00	本庁	課長・谷川
17	水	島原市地域防災計画(案)の修正に伴う説明会	13:30	本庁別館	課長
17	水	全国大会出場者激励式(バレーボール)	16:30	本庁	課長・馬渡
23	火	第53回ふれあい島原健康マラソン	8:30	市営陸上競技場	課長
		《付記事項》			

平成27年1月行事予定表

平成27年1月9日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日 曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1 木	元日	元日	元日	元日
2 金	年始休日	年始休日	年始休日	年始休日
3 土	島原市成人式 13:30 島原文化会館 ◎○△	島原市成人式 13:30 島原文化会館 ◎○△	島原市成人式 13:30 島原文化会館 ◎○△	島原市成人式 13:30 島原文化会館 ◎○△
4 日			森岳地区鬼火 一小	
5 月	仕事始め式 9:00 歳時 ◎○△ 島原商工会議所新年祝賀交歓会 18:00 シーサイド島原 ◎○		1月社会教育担当者会 13:30 杉谷公民館△	
6 火	消防出初め式 9:20 文化会館 ◎○△			
7 水		県教育委員会来庁 14:00 有明庁舎 ◎△		
8 木		小・中学校始業式 給食開始 ALT面接 13:30 有明庁舎 △	朝のあいさつ運動 7:30 市内 ○△ いじめ防止条例担当部長会議 13:30 本庁舎◎△	
9 金	定例教育委員会 13:30 有明庁舎1階相談室 ◎○△			
10 土				
11 日			白山地区鬼ノホネ 10:15 三小 安中地区鬼火 10:30 われん川 ○△ 杉谷地区親子の集い(鬼火)・ふれあいウォーキング 10:50◎	
12 月	成人の日	成人の日	成人の日	成人の日
13 火				
14 水		若手教師研修報告会 14:00 有明総合文化会館 ◎△	島原市子ども読書推進計画策定委員会 13:30 島原図書館 △	島原初市振興会総会 13:30 島原商工会議所 △
15 木				
16 金		定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△		
17 土				
18 日				第9回島原半島地区対抗駅伝競走大会 8:30 雲仙市△ 第17回島原剣心館少年剣道大会 9:00 四小○
19 月		定例教頭会 10:30 杉谷公民館 △		
20 火	茨城県ひたちなか市議会 児童見守りシステム視察	教育委員会視察(久留米市、姪市)◎△	きつき会新年会 18:00 シーサイド島原 △	
21 水		教育委員会視察(久留米市、姪市)◎△		新潟県坂井市市議会視察対応(団体サッカー競技について) 午前中(予定) 議会委員会室及び現地 △
22 木		市町別教育長人事ヒアリング 9:40～10:20 長崎市◎△	島原市社会教育委員会 14:00 歳丘公民館 △ 森岳婦人会新年親睦会 18:00 南風楼 △	長崎県都市体育主管課長会議 13:30 長崎市 △ 国体事業概要説明会 13:00 サブアリーナ ◎○△
23 金	石川県加賀市議会 児童見守りシステム視察	島原半島三市校長会合同研修会 11:00 シーサイド島原 △		長崎県都市体育主管課長会議 9:00 長崎市 △ 国体事業概要説明会 9:00 サブアリーナ △
24 土		島原市PTA連合会研修会 13:00 有明総合文化会館 ◎○△	島原市PTA連合会研修会 13:00 有明総合文化会館 ◎○△ 島原文化連盟新年会・年祝いの会 18:00 グレートダイニング城見 ◎△	
25 日				
26 月	新年度予算重点事項要望書提出 11:00 本庁第1応接室 ◎○△	ふれあい給食 12:10 第五小 ◎○△		
27 火			島原市婦人会連絡協議会新年懇親会 18:30 シーサイド島原 ◎△	
28 水	臨時市議会 教育厚生委員会 ◎○△		長崎県公民館連絡協議会理事会 13:00 平戸市△	
29 木		島原・雲仙・南島原地区初任研修第2回地区研修 14:00 有明庁舎3階大会議室 ◎△	長崎県公民館大会(～30日まで) 平戸市 △	JAこころのプロジェクト「夢の教室」10:30 五小○△
30 金		第一中学校研究会発表会 13:30 第一中学校 ◎△		JAこころのプロジェクト「夢の教室」10:30 三小、11:05 二小 △
31 土				

島原市教育委員会

議 案 集

- 第1号議案 平成27年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について
- 第2号議案 島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

平成27年1月9日 定例会

第1号議案

平成27年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について

平成27年度島原市一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び主要事業は別紙のとおりであり、また、教育委員会から市長へ重点的な予算措置を要望する事項については、別紙の項目とする。

平成27年1月9日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、当初予算編成において市長が教育委員会に対し教育関係事務について意見を求める際の重点的要望項目を定めるものである。

《参 考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項に基き、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・グループ長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第2号議案

島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

島原市文化財保護条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書を削る。

第5条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定に関わらず、指定文化財の管理又は当該文化財が無形文化財の場合については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

平成27年1月9日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

指定文化財の維持管理又は無形文化財に係る補助金については、申請手続きに係る添付書類等を省略して交付することができるようにするため、この規則を改正しようとするものである。

島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	解説及び資料
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 条例第12条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、第12号様式による補助金交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <hr/> <p>(1) 設計仕様書及び設計又は実施方法及び内容を詳細に示す書類</p> <p>(2) 収支予算書</p> <p>(3) 工事の箇所又は事業の内容を示すキャビネット型写真又は図面</p> <p>(4) その他参考となる資料</p> <p>3 補助金の交付決定を受けたときは、教育委員会の指示に従い、補助金の交付に係る管理、修理又は復旧工事を適切に施行するものとし、当該管理、修理又は復旧工事が終了したときは、すみやかに施行の経過その他必要な事項を記載した報告書及び経過精算書に管理、修理又は復旧工事が結果を示す写真又は図面を添えて、それぞれ2部を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>前2項の規定に関わらず、指定文化財の管理又は当該文化財が無形文化財の場合については、この限りでない。</u></p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 条例第12条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、第12号様式による補助金交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。<u>ただし、当該文化財が無形文化財の場合は、その性質上、記載不能のものは除外することができる。</u></p> <p>(1) 設計仕様書及び設計又は実施方法及び内容を詳細に示す書類</p> <p>(2) 収支予算書</p> <p>(3) 工事の箇所又は事業の内容を示すキャビネット型写真又は図面</p> <p>(4) その他参考となる資料</p> <p>3 補助金の交付決定を受けたときは、教育委員会の指示に従い、補助金の交付に係る管理、修理又は復旧工事を適切に施行するものとし、当該管理、修理又は復旧工事が終了したときは、すみやかに施行の経過その他必要な事項を記載した報告書及び経過精算書に管理、修理又は復旧工事が結果を示す写真又は図面を添えて、それぞれ2部を教育委員会に提出しなければならない。</p> <hr/>	<p>【第5条の条文の内容】</p> <p>指定文化財の管理、修理又は復旧工事等の補助金の交付に係る必要な手続き等について規定したもの。</p> <p>【第5条の改正内容】</p> <p>指定文化財の通常の維持管理に係る補助金については、詳細な事業計画や予算、実績報告等を提出してもらう性格にそぐわないことから、必要な手続きを省略して交付することができるようにするための改正。</p>